

頑張っているお母さんをサポートします！



産後ケア事業

～平成31年4月1日よりスタート～

産後ケア事業とは？

助産院で産後のこころと身体の回復のために休養をとりながら、助産師からの授乳・育児支援を受けられる事業です。宿泊型とデイサービス型（日中のみ）があります。

産後ケアを利用できる方

【対象】

町内に住所があり、生後5か月未満のお子さんとそのお母さん（医療を受ける必要のある方は対象外になります）以下の項目のいずれかに当てはまる方。

- *産後のからだの回復に不安があり休養が必要である。
- *出産後のこころの不調や育児不安が強い。
- *家族からの十分育児や家事等の支援が受けられない。
- *その他町長が認める場合。



利用中に受けられる支援の内容

- ・お母さんの心身のケアと生活面の相談
- ・乳房のケアや授乳相談（抱き方や吸わせ方、赤ちゃんとの接し方、乳房トラブルの対応など）
- ・赤ちゃんの発育・発達に合わせた育児相談・育児指導（沐浴、赤ちゃんの体重測定）
- ・お母さんの休息、食事等の提供

など必要に応じてそのほかのケアや支援を行う。

利用可能期間

原則7日以内（分割利用可能・特に必要と認められる場合延長可）



利用可能期間

出産した施設以外での利用の場合：利用を開始した日から起算し、終了した日までの日数とする。
出産した施設で引き続き利用の場合：退院した日の翌日から起算し、終了した日までの日数とする。

利用料金

利用者負担額：利用料金の2割（残り8割は町負担）
（非課税世帯は1割負担、生活保護世帯は自己負担なし）



利用方法

産後ケア事業を利用するには利用可能な施設にご相談いただき、利用する前に医師や助産師の意見が記入されている「産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書」を持参のうえ役場民生課に申請してください。

申請に必要な書類等

産後ケア事業利用申請書兼個人情報提供・閲覧同意書（町ホームページからダウンロード可）
母子手帳、印鑑

利用可能な施設（H31.4.1 現在）

【よしみ助産院】

住所：飯田市立石 710 番地

TEL：090-8326-7045



お問い合わせ先
阿南町役場民生課健康支援係
電話 0260-22-4051